

2 国会議員の互助年金等に関する調査会

本調査会は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、第159回国会において設置され、平成16年6月16日から協議を開始した。

第160回国会閉会後から今国会中において、本調査会は11回協議を行った。

(1) 調査会経過

○平成16年8月24日（火）（第6回）

○元国会議員等参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年9月8日（水）（第7回）

○衆議院議員（5名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年9月22日（水）（第8回）

○参議院議員（5名）から意見を聴取し、質疑を行った。

○平成16年10月1日（金）（第9回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月14日（木）（第10回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年10月28日（木）（第11回）

○厚生労働省、総務省、国立国会図書館及び財務省から説明を聴取した後、質疑を行った。

○平成16年10月29日（金）（第12回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月12日（金）（第13回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月22日（月）（第14回）

○互助年金に関する論点について協議を行った。

○平成16年11月25日（木）（第15回）

○答申草案について協議を行った。

○平成16年12月3日（金）（第16回）

○答申草案について協議を行った。

(2) 調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1 調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2 名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

3 構成

- 一 調査会は、委員6名をもって組織する。
- 二 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。
- 三 調査会に座長を置く。
- 四 座長は、委員の推薦によって、これを定める。

4 諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5 諮問期間

概ね6箇月

6 運営

- 一 調査会の招集は、座長が行う。
- 二 調査会の会議は、座長が主宰する。

7 参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8 答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9 調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

(3) 調査会委員

座長	中島 忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚 啓明	中央大学教授
委員	中島 勝	政治評論家
同	渡部 記安	立正大学大学院教授
同	大石 眞	京都大学大学院教授
同	猪口 邦子	上智大学法学部教授